



第5条（費用負担について）

本契約にかかる費用を乙は以下の通り負担するものとする。

- 1) 譲渡費用は2万円とする。ただし、契約不履行が発生した場合、違約金として18万円を乙は甲に別途支払うものとする。
- 2) 乙都合により当該動物を甲へ返還する場合、違約金の他、交通費など返還にかかる費用はすべて乙負担とします。

第6条（誠実協議事項について）

本契約に定めのない事項、または本契約の解釈に疑義が生じた場合、甲乙誠意をもって協議の上で解決するものとします。

第7条（保証人）

保証人(丙)は、本契約に基づき乙が甲に対して負担する一切の役務について保証し、乙と連帯して責任を負うものとします。

第8条（合意管轄について）

本契約に関して紛争が生じた場合、静岡地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第9条（個人情報の取り扱いについて）

甲は、個人情報の漏洩、滅失または棄損の防止、その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じます。

以上、本契約の成立を証するために本契約書を3通作成し、甲乙丙署名の上、各自1通保有します。

年 月 日

甲 譲渡人

〒421-0218

静岡県焼津市下江留 1850-1

一般社団法人わんずふりー

代表理事 齊藤 洋孝

乙 譲受人

〒

住 所

氏 名

連絡先

丙 保証人

〒

住 所

氏 名

連絡先